

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年11月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第3号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第19条の10第2項第1号ア中「11,500円」を「10,500円」に改め、同号イ中「10,500円」を「9,500円」に改める。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)